

○北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成19年12月3日

告示第57号

改正 平成21年11月19日告示第99号

平成25年5月31日告示第58号

平成31年3月29日告示第23号

令和2年3月24日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報ほくと
- (2) 北杜市ホームページ
- (3) 封筒
- (4) 刊行物
- (5) その他市長が広告の掲載を適当と認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (8) 市税等を滞納している者の広告
  - (9) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- (掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
  - (2) 第2順位 企業のうち公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するもの
  - (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
  - (4) 第4順位 その他広告として掲載することが適当であると市長が認めるもの
- (掲載の規格等)

第5条 広告の掲載位置、規格、枠数等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告の掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように十分に配慮して行わなければならない。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広報ほくと等により広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定する者に対し、広告の掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。ただし、市長が認める場合はこの限り

ではない。

- (1) 広告の原稿案
- (2) 広告に関する説明資料
- (3) 法人の場合は、法人の登記事項証明書の写し（新規申込時のみ）  
（掲載の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、次条に規定する北杜市広告掲載審査委員会に意見を求めるものとする。

2 前項前段に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくするものの複数の掲載申込みがあったときは、広告の掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）の抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

4 広告の掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は電子データ等を市長に提出するものとする。

（広告掲載審査委員会）

第10条 広告媒体に掲載する広告の掲載の可否を審査するため、北杜市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は、政策秘書部長をもって充て、委員は、委員長が指名する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じ、回議による審査をすることができる。

7 委員会の庶務は、政策秘書部秘書広報課において処理する。

(掲載料の納付)

第11条 広告の掲載料は、広告の掲載の決定後、市長の指定する期日までに市の発行する納入通知書により一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び電子データ等の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿及び電子データ等を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により、広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第15条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告媒体所管課が行う事務)

第16条 広告媒体を所管する課は、広告の規格、掲載位置、掲載料その他広告の掲載に必要な事務を行うものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月19日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日告示第58号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第23号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。